

検査品搬送業務仕様書

1 業務内容

(1) 発注者は、市内の医療機関等から(3)に掲げる試験検査品（以下「検査品」という。）を収集し、広島市衛生研究所（広島市西区商工センター四丁目1番2号）へ搬送する業務（以下「業務」という。）を受託者に委託する。

ア 広島市結核・感染症発生動向調査事業において定点医療機関等（以下「医療機関」という。）が採取した検査品

イ 広島市医師会臨床検査センター（広島市中区千田町三丁目8番6号）（以下「臨床検査センター」という。）が検査した検査品

ウ その他、発注者が結核・感染症発生動向調査事業のため、特に検査が必要と認める検査品

(2) (1)アの医療機関は次に掲げるとおりとする。

ア 千田こどもクリニック（広島市中区千田町二丁目1番27号）

イ 清水内科・消化器科（広島市中区富士見町12番17号）

ウ 山代眼科医院（広島市中区舟入本町7番15号）

エ さくま泌尿器科（広島市中区鉄砲町9番10号）

オ 広島赤十字・原爆病院（広島市中区千田町一丁目9番6号）

カ 広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

キ 広島市立舟入市民病院（広島市中区舟入幸町14番11号）

ク JR広島病院（広島市東区二葉の里三丁目1番36号）

ケ もり小児科（広島市南区翠二丁目27番30号）

コ 国立大学法人広島大学 広島大学病院（広島市南区霞町一丁目2番3号）

サ 県立広島病院（広島市南区宇品神田一丁目5番54号）

シ どんぐり小児科（広島市西区南観音二丁目7番21号）

ス 桑原医院（広島市安佐南区八木二丁目13番27号）

セ 広島市立北部医療センター安佐市民病院（広島市安佐北区龜山南一丁目2番1号）

ソ 津丸内科医院（広島市安芸区矢野西四丁目1番17号）

その他、結核・感染症発生動向調査事業のため、本市が特に検査が必要と認める検査品を採取した医療機関等

(3) (1)に掲げる検査品は次に掲げるとおりとする。

ア 咽頭ぬぐい液 イ 鼻咽頭ぬぐい液 ウ 唾液 エ 喀痰 オ 糞便 カ 尿

キ 水泡内容液 ク 結膜ぬぐい液 ケ 髄液 コ 血液 サ 陰部尿道等擦過物等

シ その他

2 単価及び予定回数

| 区 分 | 単 位 | 単 価 | 予 定 回 数 |
|---------------------------------------|-----|-----|---------|
| 1 カ所の医療機関等から検査品を回収し、 広島市衛生研究所まで搬送 | 日 | 円 | 78回 |
| 2 カ所の医療機関等から検査品を回収し、 広島市衛生研究所まで搬送 | 日 | 円 | 46回 |
| 3カ所以上の医療機関等から検査品を回収 し、広島市衛生研究所まで搬送 | 日 | 円 | 64回 |

3 業務に当たっての留意事項

- (1) 業務に従事する時間は午前9時から午後5時までとする。
- (2) 受託者は、医療機関及び臨床検査センターから収集した検査品を、収集を行った日の午後3時30分までに広島市衛生研究所へ搬送するものとする。
- (3) 検査品の回収・搬送は次のとおりとする。
 - ア 医療機関が採取した検査品
医療機関又は本市からの連絡に基づき、検査品を回収し、同日の午後3時30分までに広島市衛生研究所に搬入する。なお、検査品の搬送は当日の午前10時までに連絡があったものを搬送対象とする。
 - イ 臨床検査センターが採取した検査品
医療機関又は本市からの連絡に基づき、検査品を回収し、同日の午後3時30分までに広島市衛生研究所に搬入する。なお、検査品の搬送は当日の午前10時までに連絡があったものを搬送対象とする。
 - ウ その他、発注者が結核・感染症発生動向調査事業のため、特に検査が必要と認める検査品
医療機関又は本市からの連絡に基づき、検査品を回収し、同日の午後3時30分までに広島市衛生研究所に搬入する。なお、検査品の搬送は当日の午前10時までに連絡があったものを搬送対象とする。
 - エ ア、イ及びウいずれの場合も、受託者は、医療機関及び本市からの搬送依頼の連絡に対し、搬送の可否を速やかに回答すること。
- (4) 検査品は受託者が用意するクーラーボックス（保冷剤を含める。以下同じ。）に収めて搬送すること。
- (5) 受託者は搬送時に検査品が破損することがないように、必要な措置を講ずること。
- (6) 受託者は、車両が運行表による到着予定時刻より大幅に遅延するおそれがあるときは、直ちにその旨を医療機関及び広島市衛生研究所（以下「関係機関」という。）に連絡するものとする。
- (7) 受託者は、関係機関へ車両を配車した際、関係機関の係員から発注者が指定する様式に搬

送物及びその数量の記入又は押印を受けるものとする。

4 業務責任者の選任

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、業務責任者報告書（様式1）を広島市健康推進課へ提出し、承認を得ること。また、業務責任者の変更がある場合についても同様とする。
- (2) 業務責任者は、業務を総括管理し、業務に関する発注者の指示及び連絡を受ける任に当たること。

5 業務実施報告等

- (1) 受託者は、月末に業務実績報告書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 広島市健康推進課は、前項の報告に基づき検査を行うものとする。

6 秘密の保持

車両の運行にあたっては、アイドリングの禁止等の環境問題に関する法令の遵守及び交通マナーの向上に関する教育を運転者に対し行うとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密の保持に万全を期すること。

7 交通事故発生時の対応

- (1) 交通事故が発生した場合は、運転者は、速やかに負傷者の救護、危険防止措置、警察への通報、相手方の確認等、事故現場において必要な措置を講じた上で、業務責任者へ報告し指示を求めなければならない。業務責任者は速やかにその旨を広島市健康推進課に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、相手方に誠意を持って対応し、相手方及び広島市に及ぼした損害を賠償するなど、受託者の責任において適切に事故を処理しなければならない。

8 委託料支払について

月末締めとし、履行確認の上請求日から30日以内に委託料を支払う。

9 その他

- (1) 高速有料道を使用する必要がある場合は、受託者が当該高速有料道路料金を支払うこと。
- (2) 本業務は、関係法令を遵守し、信義誠実をもって遂行するとともに、安全の確保に努めること。
- (3) この仕様書に疑義が生じた場合は、広島市健康推進課及び受託者双方協議の上で定める。

様式1

令和 年 月 日

(あて先)
広島市長

所在地
法人名
代表者

業務責任者報告書

次の者を、検査品搬送業務の責任者として報告します。